

(仮称) 鎌ヶ谷市企業誘致促進条例の骨子(案)

市民生活部商工振興課

(仮称) 鎌ヶ谷市企業誘致促進条例の骨子 (案) 概要

第1条 (目的)

条例を制定した目的

第2条 (定義)

条例の中で用いる用語の意味

第3条 (産業誘導地域)

企業誘致の推進地域

第4条 (企業等の指定)

奨励措置の指定を受けるための手続き

第5条 (指定企業等の要件)

指定企業等に該当する業種・業態、その他の指定要件等

第6条 (審査委員会の設置)

企業の指定に関する事項を審査するための機関の設置

第7条 (奨励措置)

指定企業等に対する奨励金等の種別、交付額及び交付期間等

第8条 (指定企業の責務)

指定企業に地域貢献を求めること等

第9条 (奨励金等の交付)

奨励金等の交付申請方法等

第10条 (事業の開始の届出)

指定企業が事業を開始した際の届出義務

第11条 (変更の届出等)

指定企業等が当初の指定要件を変更する事由が生じた場合の届出方法

第12条 (指定の取消し等)

指定企業等が当初要件を変更したことにより生じた欠格事項に対する措置

第13条 (地位の承継)

合併等による地位の承継を受ける場合の届出方法等

第14条 (報告等)

必要に応じて、指定企業等に報告や書類提出を求める

第15条 (委任)

本条例の施行に係る詳細事項は規則で定める

条文	概要	詳細
第1条	目的	この条例は、地域の特性に配慮し、生活者の視点に立った企業誘致を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。
第2条	定義	条例の中で用いる用語（産業誘導地域、企業等、事業施設、新設、市内再投資、指定企業、指定企業誘致協力者、中小企業、小規模事業者、常用雇用者、投下固定資産額）の意義を記載します。
第3条	産業誘導地域	産業誘導地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに同法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第3号に規定する特定流通業務施設地区とします。 ただし、医療に掲げる事業を営む企業等が企業立地する場合に限り、産業誘導地域は、市内全域とします。
第4条	企業等の指定	企業立地奨励金の交付を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならないものとします。 企業誘致協力金の交付を受けようとする事業用地又は事業施設を所有する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならないものとします。 なお、企業立地奨励金及び企業誘致協力金の交付を受けようとする者は、市長に申請しなければなりません。 また、これらの指定は、鎌ヶ谷市誘致企業等審査委員会の審査を経て、市長が行うものとし、この場合において、市長は条件を付することができるものとします。 なお、指定企業及び指定企業誘致協力者の指定の申請に必要な事項は、規則で定めることとします。
第5条	指定企業等の要件	指定企業は、次に掲げる要件を満たすものとします。 (1) 事業の業種が次のいずれかに該当するもので、規則で定めるものであること。 ア 製品の製造（管理事務を行う本社等を立地する場合に限る。）又は市特産品の加工に係る事業

		<p>イ 情報通信に係る事業 ウ 運輸又は物流に係る事業 エ 小売に係る事業 オ 教育又は学習支援に係る事業 カ 医療（産科及び夜間診療を行う小児科に限る。）に係る事業 キ 農業（植物工場によるものに限る。）に係る事業 ク その他市長が特に必要があると認める事業</p> <p>（２）事業の規模の要件が新設の場合、投下固定資産額が１億円以上であること。市内再投資の場合、市内で５年以上事業を継続している企業等で、投下固定資産額が５，０００万円以上であること。</p> <p>（３）事業施設の常用雇用者が１０人以上（市内再投資である場合にあつては、５人以上）であること。</p> <p>（４）地域の特性に適合し、かつ、事業に関し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。</p> <p>（５）立地する企業の事業施設及び事業内容が、立地の際に適用を受ける法令等の規定に適合していること。</p> <p>（６）国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>指定企業誘致協力者は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>（１）指定企業に対して、産業誘導地域内に事業施設を設置するための事業用地又は事業施設を売却又は賃貸すること。</p> <p>（２）国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>この条例に基づく企業立地奨励金及び企業誘致協力金を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとします。</p> <p>（１）事業施設が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業の用に供する施設でないこと。</p> <p>（２）鎌ヶ谷市暴力団排除条例第２条各号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等の活動の利益になる行為を行う者又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと。</p>
第６条	審査委員会の設置	市長の諮問に応じ、企業等の指定並びに企業立地奨励金等の交付の決定に関する事項を審査するため、鎌ヶ

		<p>谷市誘致企業等審査委員会を設置します。</p> <p>審査委員会の委員の定数は、7人（学識経験を有する者2人、企業誘致に関する知識を有する者5人）とし、市長が委嘱するものとしします。</p> <p>委員の任期は2年、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げないものとしします。</p> <p>また、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない（職を退いた後も同様）、利害関係を有する企業等の審査を行うことはできないものとしします。</p> <p>なお、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしします。</p>
<p>第7条</p>	<p>奨励措置</p>	<p>市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者に対し、企業立地奨励金及び企業誘致協力金を、それぞれ交付することができるものとしします。</p> <p>（1）企業立地奨励金</p> <p>ア 事業用地及び事業施設を取得して事業を開始した指定企業に対し、前年度に鎌ヶ谷市に納付した当該用地及び施設の固定資産税及び都市計画税に相当する額並びに法人市民税に相当する額（1年度につき上限額は年間300万円）を5年以内の期間で交付する。</p> <p>イ 事業用地及び事業施設を賃借して事業を開始した指定企業に対し、前年度に鎌ヶ谷市に納付した法人市民税に相当する額（1年度につき上限額は年間300万円）を3年以内の期間で交付する。</p> <p>（2）企業誘致協力金</p> <p>ア 指定企業に事業用地及び事業施設を売却した指定企業誘致協力者に対し、前年度に鎌ヶ谷市に納付した当該用地及び施設の固定資産税等納税額を1年以内の期間で交付する。ただし、1物件につき1回限りとする。</p> <p>イ 指定企業に事業用地及び事業施設を賃貸した指定企業誘致協力者に対し、前年度に鎌ヶ谷市に納付した当該用地及び施設の固定資産税等納税額を3年以内の期間で交付する。ただし、1物件につき1回限りとする。</p> <p>前項の規定による奨励金等の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、指定企業が事業を開始した日以後初めて、固定資産税及び都市計画税</p>

		<p>並びに法人市民税を賦課されることとなった年の4月1日から起算するものとします。</p> <p>また、前2項の規定による奨励金等の交付は年度を単位とし、各年度の奨励金等の交付の時期は、交付対象期間における当該年度の固定資産税及び都市計画税並びに法人市民税の納期限が属する年度の翌年度とします。</p> <p>なお、市長は、企業立地奨励金の交付を受けようとする指定企業に対して、立地に関する情報の提供その他の適切な支援を講ずることができるものとします。</p>
第8条	指定企業の責務	<p>指定企業は、事業施設において従業員を雇用しようとするときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めるものとします。</p> <p>また、指定企業は、事業施設の周辺の環境その他の地域のまちづくりに配慮し、協力するよう努めるものとします。</p> <p>さらに、指定企業は、産業の振興に関する本市の施策等への協力を努めるとともに、地域住民と連携し、文化的活動、教育的活動等を通じて、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。</p>
第9条	奨励金等の交付	<p>企業立地奨励金等の交付を受けようとする指定企業又は指定企業誘致協力者は、規則で定めるところにより、市長に企業立地奨励金等の交付の申請をしなければならないものとします。</p> <p>また、市長は、これらの規定による申請があったときは、調査等を行い、速やかにその内容を審査し、審査委員会の審査を経て、適当と認めるときは、企業立地奨励金等の交付の決定を行うものとします。</p> <p>この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付すことができるものとします。</p> <p>なお、企業立地奨励金等の交付に関し、必要な事項は規則で定めることとします。</p>
第10条	事業の開始の届出	<p>指定企業が事業施設で事業を開始したときは、市長に対し、その旨を速やかに届け出なければならないものとします。</p>
第11条	変更の届出等	<p>指定企業及び指定企業誘致協力者は、企業等の指定の内容に変更が生じたとき、指定企業等の要件に変更が生じたとき、事業を休止又は廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に遅滞なくその旨を届け出</p>

		<p>なければならぬものとしす。</p> <p>また、市長は、これらの規定による届出があったときは、必要に応じて調査等を行い、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、企業等の指定の変更を承認するものとしす。</p> <p>この場合において、市長は、すでに付した条件を追加し、取り消し、又は変更することができるものとしす。</p> <p>なお、変更の届出等に関し必要な事項は、規則で定めることとしす。</p>
第12条	指定の取消し等	<p>市長は、指定企業又は指定企業誘致協力者が次のいずれかに該当するときは、企業等の指定又は企業立地奨励金等の交付の決定を取り消すことができるものとしす。</p> <p>(1) 企業等の指定の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 企業立地奨励金等の交付の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により企業等の指定又は企業立地奨励金等の交付の決定を受けたとき。</p> <p>(4) 企業等の指定又は企業立地奨励金等の交付の決定に際し付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。</p> <p>また、市長は、企業立地奨励金等の交付の決定を取り消した場合において、既に当該企業立地奨励金等を交付しているときは、期限を定めて当該企業立地奨励金等の全部又は一部の返還を命ずることができるものとしす。</p>
第13条	地位の承継	<p>合併、営業譲渡、相続その他の事由により、指定企業又は指定企業誘致協力者の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならぬものとしす。</p>
第14条	報告等	<p>市長は、指定企業及び指定企業誘致協力者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができるものとしす。</p>
第15条	委任	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしす。</p>